

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年5月13日
【会社名】	株式会社構造計画研究所ホールディングス（注）1
【英訳名】	KOZO KEIKAKU ENGINEERING HOLDINGS Inc.（注）1
【代表者の役職氏名】	代表執行役 服部正太（注）1
【本店の所在の場所】	東京都中野区本町四丁目38番13号 日本ホルスタイン会館内（注）1
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	株式会社構造計画研究所 執行役副社長 木村 香代子
【最寄りの連絡場所】	株式会社構造計画研究所 東京都中野区本町四丁目38番13号 日本ホルスタイン会館内
【電話番号】	株式会社構造計画研究所 (03)5342-1100（代表）
【事務連絡者氏名】	株式会社構造計画研究所 執行役副社長 木村 香代子
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	普通株式
【届出の対象とした募集金額】	8,480百万円（注）2
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

（注）1．本届出書提出日現在において、株式会社構造計画研究所ホールディングス（以下「当社」といいます。）は未設立であり、2024年7月1日の設立を予定しております。代表者の役職氏名は未定であるため、株式会社構造計画研究所（以下「構造計画研究所」といいます。）の代表者の役職氏名を記載しております。また、本店の所在の場所につきましては、本届出書提出日時点での予定を記載しております。

2．本届出書提出日現在において未確定であるため、構造計画研究所の2023年12月31日時点における株主資本の額（簿価）を記載しております。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2024年3月1日付で提出いたしました有価証券届出書及び2024年3月22日付で提出いたしました有価証券届出書の訂正届出書について、2024年5月1日付で株式会社東京証券取引所に当社株式の新規上場申請を行ったこと及び構造計画研究所が2024年5月13日付で2024年6月期第3四半期に係る四半期報告書を提出したことに伴い、記載内容の一部に訂正すべき事項が生じたので、当該箇所を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行株式

2 募集の方法

第三部 企業情報

第2 事業の状況

4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

5 経営上の重要な契約等

6 研究開発活動

第5 経理の状況

第五部 組織再編成対象会社情報又は株式交付子会社情報

第1 継続開示会社たる組織再編成対象会社又は株式交付子会社に関する事項

(1) 組織再編成対象会社又は株式交付子会社が提出した書類

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数	内容
普通株式	5,500,000株 (注) 1, 2, 3	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。 普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。 (注) 4

- (注) 1. 構造計画研究所の発行済株式総数5,500,000株(2023年12月31日時点)に基づいて記載しております。ただし、本株式移転(後記2.において定義します。以下同じです。)による当社の設立に先立ち、構造計画研究所の発行済株式総数が変化した場合には、実際に当社が交付する上記新株式数は変動いたします。なお、2024年7月1日(予定)をもって、本株式移転を行うことを内容とする株式移転計画(以下「本株式移転計画」といいます。)において、当社の成立日の前日までに開催される構造計画研究所の取締役会の決議により、同社が保有する自己株式(本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める株式買取請求権の行使に係る株式の買取りにより取得する自己株式を含む。)のうち、実務上消却可能な範囲の株式を、本株式移転により当社が構造計画研究所の発行済株式の全部を取得する時点の直前時までに消却することができる旨の規定を設けております。また、本株式移転により当社が設立される時点において構造計画研究所が自己株式を保有する場合には、構造計画研究所が保有する自己株式1株に対して、その同数の当社の普通株式が割当交付されることとなり、構造計画研究所は一時的に当社の普通株式を保有することになります。が、法令の定めに従い速やかに処分いたします。
2. 普通株式は、2024年2月13日に開催された構造計画研究所の取締役会の決議(株式移転計画の作成承認及び株主総会への付議)、2024年3月18日に開催された構造計画研究所の臨時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づき行う株式移転(以下「本株式移転」といいます。)に伴い発行する予定であります。なお、2024年7月1日(以下「効力発生日」といいます。)をもって、構造計画研究所の完全親会社となる純粋持株会社たる当社を設立する予定です。
3. 当社は、当社の普通株式について、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)スタンダード市場に新規上場申請を行う予定であります。
4. 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりであります。
- 名称 株式会社証券保管振替機構
住所 東京都中央区日本橋兜町7番1号

(訂正後)

種類	発行数	内容
普通株式	5,500,000株 (注) 1, 2, 3	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。 普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。 (注) 4

- (注) 1. 構造計画研究所の発行済株式総数5,500,000株(2023年12月31日時点)に基づいて記載しております。ただし、本株式移転(後記2.において定義します。以下同じです。)による当社の設立に先立ち、構造計画研究所の発行済株式総数が変化した場合には、実際に当社が交付する上記新株式数は変動いたします。なお、2024年7月1日(予定)をもって、本株式移転を行うことを内容とする株式移転計画(以下「本株式移転計画」といいます。)において、当社の成立日の前日までに開催される構造計画研究所の取締役会の決議により、同社が保有する自己株式(本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める株式買取請求権の行使に係る株式の買取りにより取得する自己株式を含む。)のうち、実務上消却可能な範囲の株式を、本株式移転により当社が構造計画研究所の発行済株式の全部を取得する時点の直前時までに消却することができる旨の規定を設けております。また、本株式移転により当社が設立される時点において構造計画研究所が自己株式を保有する場合には、構造計画研究所が保有する自己株式1株に対して、その同数の当社の普通株式が割当交付されることとなり、構造計画研究所は一時的に当社の普通株式を保有することになります。が、法令の定めに従い速やかに処分いたします。
2. 普通株式は、2024年2月13日に開催された構造計画研究所の取締役会の決議(株式移転計画の作成承認及び株主総会への付議)、2024年3月18日に開催された構造計画研究所の臨時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づき行う株式移転(以下「本株式移転」といいます。)に伴い発行する予定であります。なお、2024年7月1日(以下「効力発生日」といいます。)をもって、構造計画研究所の完全親会社となる純粋持株会社たる当社を設立する予定です。
3. 当社は、当社の普通株式について、2024年5月1日付で株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)スタンダード市場に新規上場申請を行いました。
4. 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりであります。
 名称 株式会社証券保管振替機構
 住所 東京都中央区日本橋兜町7番1号

2【募集の方法】

（訂正前）

株式移転によることとします。（注）1，2

- （注）1．普通株式は、本株式移転により当社が設立される時点の直前時（以下「基準時」といいます。）における構造計画研究所の株主に対し、その所有する構造計画研究所の普通株式1株に対して当社の普通株式1株の割合をもって割当交付いたします。また、各株主に対する発行価格は発行価額の総額を発行数で除した額、そのうち資本に組み入れられる額は資本組入額の総額を発行数で除した額となります。発行価額の総額は、本届出書提出日現在において未確定ですが、構造計画研究所の2023年12月31日現在における株主資本の額（簿価）は、8,480百万円であり、発行価額の総額のうち1,010百万円が資本金に組み入れられます。
- 2．当社は、東京証券取引所への上場申請手続（東京証券取引所有価証券上場規程第201条第2項）を行い、いわゆるテクニカル上場（同規程第208条）により2024年7月1日より東京証券取引所スタンダード市場に上場する予定です。テクニカル上場とは、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券等（効力発生日等から6か月以内に上場申請するものに限ります（同施行規則第216条第1項）。）について、同規程に定める流動性基準への適合状況を確認し、速やかな上場を認める制度です。

（訂正後）

株式移転によることとします。（注）1，2

- （注）1．普通株式は、本株式移転により当社が設立される時点の直前時（以下「基準時」といいます。）における構造計画研究所の株主に対し、その所有する構造計画研究所の普通株式1株に対して当社の普通株式1株の割合をもって割当交付いたします。また、各株主に対する発行価格は発行価額の総額を発行数で除した額、そのうち資本に組み入れられる額は資本組入額の総額を発行数で除した額となります。発行価額の総額は、本届出書提出日現在において未確定ですが、構造計画研究所の2023年12月31日現在における株主資本の額（簿価）は、8,480百万円であり、発行価額の総額のうち1,010百万円が資本金に組み入れられます。
- 2．当社は、2024年5月1日付で東京証券取引所への上場申請手続（東京証券取引所有価証券上場規程第201条第2項）を行いました。これに伴い、いわゆるテクニカル上場（同規程第208条）により2024年7月1日より東京証券取引所スタンダード市場に上場する予定です。テクニカル上場とは、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券等（効力発生日等から6か月以内に上場申請するものに限ります（同施行規則第216条第1項）。）について、同規程に定める流動性基準への適合状況を確認し、速やかな上場を認める制度です。

第三部【企業情報】

第2【事業の状況】

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

（訂正前）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる構造計画研究所の経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析につきましては、同社が関東財務局長に提出した有価証券報告書（2023年9月8日提出）及び四半期報告書（2023年11月13日及び2024年2月13日提出）をご参照下さい。

（訂正後）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる構造計画研究所の経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析につきましては、同社が関東財務局長に提出した有価証券報告書（2023年9月8日提出）及び四半期報告書（2023年11月13日、2024年2月13日及び2024年5月13日提出）をご参照下さい。

5【経営上の重要な契約等】

（訂正前）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる構造計画研究所の経営上の重要な契約等につきましては、同社が関東財務局長に提出した有価証券報告書（2023年9月8日提出）及び四半期報告書（2023年11月13日及び2024年2月13日提出）をご参照下さい。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、前記「第二部 組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報」の「第1 組織再編成、株式交付又は公開買付けの概要」の「3 組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る契約等」をご参照下さい。

（訂正後）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる構造計画研究所の経営上の重要な契約等につきましては、同社が関東財務局長に提出した有価証券報告書（2023年9月8日提出）及び四半期報告書（2023年11月13日、2024年2月13日及び2024年5月13日提出）をご参照下さい。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、前記「第二部 組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報」の「第1 組織再編成、株式交付又は公開買付けの概要」の「3 組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る契約等」をご参照下さい。

6【研究開発活動】

（訂正前）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる構造計画研究所の研究開発活動につきましては、同社が関東財務局長に提出した有価証券報告書（2023年9月8日提出）及び四半期報告書（2023年11月13日及び2024年2月13日提出）をご参照下さい。

（訂正後）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる構造計画研究所の研究開発活動につきましては、同社が関東財務局長に提出した有価証券報告書（2023年9月8日提出）及び四半期報告書（2023年11月13日、2024年2月13日及び2024年5月13日提出）をご参照下さい。

第5【経理の状況】

（訂正前）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる構造計画研究所の経理の状況につきましては、同社が関東財務局長に提出した有価証券報告書（2023年9月8日提出）及び四半期報告書（2023年11月13日及び2024年2月13日提出）をご参照下さい。

（訂正後）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる構造計画研究所の経理の状況につきましては、同社が関東財務局長に提出した有価証券報告書（2023年9月8日提出）及び四半期報告書（2023年11月13日、2024年2月13日及び2024年5月13日提出）をご参照下さい。

第五部【組織再編成対象会社情報又は株式交付子会社情報】

第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社又は株式交付子会社に関する事項】

(1)【組織再編成対象会社又は株式交付子会社が提出した書類】

(訂正前)

<前略>

【四半期報告書又は半期報告書】

第66期第1四半期（自 2023年7月1日 至 2023年9月30日）

2023年11月13日関東財務局長に提出。

第66期第2四半期（自 2023年10月1日 至 2023年12月31日）

2024年2月13日関東財務局長に提出。

【臨時報告書】

の有価証券報告書の提出後、本訂正届出書提出日（2024年3月22日）までに、以下の臨時報告書を提出しております。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づく臨時報告書を2023年9月12日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3に基づく臨時報告書を2024年2月13日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づく臨時報告書を2024年3月22日関東財務局長に提出。

<後略>

(訂正後)

<前略>

【四半期報告書又は半期報告書】

第66期第1四半期（自 2023年7月1日 至 2023年9月30日）

2023年11月13日関東財務局長に提出。

第66期第2四半期（自 2023年10月1日 至 2023年12月31日）

2024年2月13日関東財務局長に提出。

第66期第3四半期（自 2024年1月1日 至 2024年3月31日）

2024年5月13日関東財務局長に提出。

【臨時報告書】

の有価証券報告書の提出後、本訂正届出書提出日（2024年5月13日）までに、以下の臨時報告書を提出しております。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づく臨時報告書を2023年9月12日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3に基づく臨時報告書を2024年2月13日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づく臨時報告書を2024年3月22日関東財務局長に提出。

<後略>